

(株)ミマキエンジニアリングでは様々な
税制、補助金に対応・応援いたします。

補助金・税制を 応援!!



私たちに
お任せください!

先端設備等導入計画 (固定資産税の特例)

固定資産税の課税標準を

ゼロ~1/2[※] 軽減!
(3年間) ※市区町村の条例で定める割合

対象事業者 資本金額3億円以下の法人、従業員数300人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者 (大企業の子会社を除く)

対象設備 ・設備機械装置160万円以上、10年以内
・生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する次の設備【減価償却資産の種類:機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア】

対象要件 ・計画期間において基準年度比で労働生産性が9%以上 (年平均3%以上) 向上すること ※直近の事業年度末
・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること・中古資産でないこと

適用期間 2022年3月31日まで

中小企業経営強化税制

■資本金3,000万円以下の中小企業
即時償却または税額控除 10%

■資本金3,000万円超1億円以下の企業
即時償却または税額控除 7%

対象事業者 青色申告をしている中小企業者等 (資本金1億円以下、資本金もしくは出資金を有しない法人で従業員が1000人以下、農業協同組合等) / 従業員1000人以下の個人事業主

対象設備 申請企業が固定資産台帳に「機械及装置」と区分するもの (1台の取得価格160万円以上) / ソフトウェア (70万円以上) ※設置運送費、工事費込み

対象要件 販売から10年以内 (最新モデルである必要はありません) / ソフトは販売から5年以内 / 生産性が年1%以上向上 / 中古資産、貸付資産でないこと / 指定事業に供すること

適用期間 2019年4月1日から
2023年3月31日まで

併用申請可能!
先端設備等
導入計画
中小企業
経営強化
税制

中小企業投資促進税制

■資本金3,000万円以下の中小企業
30% 特別償却または税額控除 7%

■資本金3,000万円超1億円以下の企業
30% 特別償却のみ適用

対象事業者 青色申告をしている中小企業者等 (資本金1億円以下、資本金もしくは出資金を有しない法人で従業員が1000人以下、農業協同組合等) / 従業員1000人以下の個人事業主

対象設備 申請企業が固定資産台帳に「機械及装置」と区分するもの (1台の取得価格160万円以上) / ソフトウェア (70万円以上) ※設置運送費、工事費込み

対象要件 中古資産、貸付資産でないこと / 指定事業に供すること (対象とならない事業: 不動産・物品賃貸、電気・映画除く娯楽業)

適用期間 2019年4月1日から
2023年3月31日まで

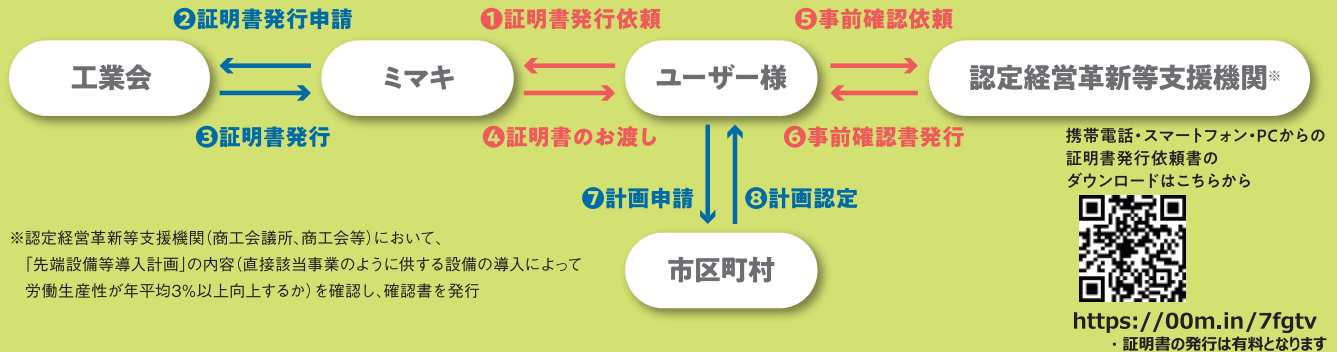
※中小企業投資促進税制は証明書が不要です
税務申告時のお手続きで措置が受けられます

併用申請可能!
先端設備等
導入計画
中小企業
投資促進
税制

証明書取得の流れ

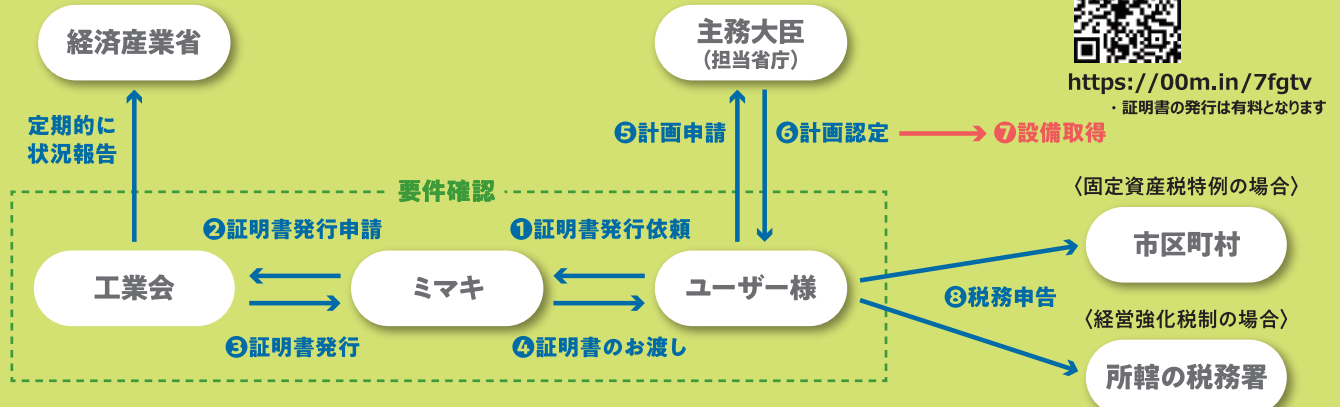
先端設備等導入計画

先端設備等導入計画は中小企業経営強化税制と同じ証明書（共通）です
申請の際には原本をコピーして申請をしてください
原本は大切に保管してください



中小企業経営強化税制

中小企業経営強化税制は先端設備等導入計画と同じ証明書（共通）です
申請の際には原本をコピーして申請をしてください
原本は大切に保管してください



ミマキエンジニアリングの活動について

- 税制を受けるための証明書の手配をしております
- 展示会等で税制のセミナーを開催しております
- JPマーケティングで個別にご相談を承ります
- 新製品の税制適応にいち早く取り組んでいます
- コンサルティング企業をご紹介することができます

お問合せ先
株式会社ミマキエンジニアリング
JP マーケティング部
TEL : 03-6371-2822

- 経営力向上計画の認定を受けてから設備を取得することが原則です。例外として設備が先行してしまった場合は、設備取得から 60 日以内に経営力向上計画が受理される必要があります。
- 機械及び装置を取得後、通常申請書の受理から認定までは最大 30 日（事業分野が複数の場合は 45 日）を「工業会による証明書」の発行はお早めに当社営業窓口にご依頼ください。要しますので余裕のある申請をお願い致します。
- 実際の申請手続きには税理士や公認会計士などの専門家にご確認・ご相談ください。
- 平成 29 年度より証明書は「固定資産税軽減措置」と「中小企業経営強化税制」が共通（1 枚）となります。主務大臣、所轄の税務署、市区町村に提出される際は証明書のコピーで問題ありません。原本は大切に保管してください。証明書のコピーで問題ありません。

Mimaki 株式会社 ミマキエンジニアリング

テクニカルコールセンター

0120-106-114 受付時間9:00~18:00
(土日・祝日・年末年始休業日除く)

japan.mimaki.com

本社 / 〒389-0512 長野県東御市滋野乙2182-3

東京支社 〒141-0001 品川区北品川 5-9-41 TKB 御殿山ビル
JP デモセンター 〒141-0031 品川区西五反田 7-22-17 TOC ビル 6F
大阪支店 〒564-0062 吹田市垂水町 3-36-15
札幌営業所 〒060-0031 札幌市中央区北 1 条東 2-5-2 札幌第 2 ビル 1F
仙台営業所 〒984-0825 仙台市若林区古城 3-10-7
北関東営業所 〒321-0933 宇都宮市築港町 1784-5
さいたま営業所 〒330-0802 さいたま市大宮区宮町 3-1-2 明治安田生命大宮ビル 1F
横浜営業所 〒222-0033 横浜市港北区新横浜 3-1-9 アリーナタワー 1F
西東京営業所 〒192-0906 八王子市北野町 593-6

Tel.03-5420-8680
Tel.03-6371-2822
Tel.06-6388-8258
Tel.011-200-5500
Tel.022-352-5333
Tel.028-346-2802
Tel.048-615-0110
Tel.045-478-0211
Tel.042-649-3877

長野営業所 〒389-0512 東御市滋野乙 1628-1
名古屋営業所 〒468-0052 名古屋市天白区井口 1-309
京都営業所 〒601-8122 京都市南区上鳥羽北塔ノ本町 12-2 長谷川ビル 1F
金沢営業所 〒920-0027 金沢市駅西新町 2-12-6
神戸営業所 〒651-0083 神戸市中央区浜辺通 2-1-30 三宮国際ビル 1F
広島営業所 〒731-0101 広島市安佐南区八木 1-7-25
四国営業所 〒761-8054 高松市東八幡町 8-6
福岡営業所 〒812-0041 福岡市博多区吉塚 5-11-15

Tel.0268-64-2377
Tel.052-807-7501
Tel.075-693-8960
Tel.076-222-5380
Tel.078-291-5598
Tel.082-873-8500
Tel.087-814-9901
Tel.092-612-1355

JPM19040JP-01